

資料 4 (その他の参考資料)

社会教育機関の移管について

生涯学習課の事務 谷崎潤一郎記念館の事務、施設の管理運営 美術博物館の事務、施設の管理運営	⇒	一部を市長部局へ移管
スポーツ推進課の事務 体育館・青少年センターの事務、施設の維持管理	⇒	全部を市長部局へ移管
市民センター(市民会館・老人福祉会館)の事務、 施設の管理運営	⇒	全部を市長部局へ移管
公民館の事務、施設の管理運営	⇒	全部を市長部局へ移管
図書館の事務、施設の管理運営	⇒	全部を市長部局へ移管
青少年育成課の事務	⇒	移管なし
青少年愛護センターの事務	⇒	移管なし

【市長部局】

移管後に所掌する事務	現行の所管課
<ul style="list-style-type: none"> ・芸術及び文化の推進に関すること。 ・文化財保護、文化財保護審議会に関すること。 ・市史の編集に関すること。 ・谷崎潤一郎記念館、美術博物館の管理・運営に関すること。 	生涯学習課 文化財係
<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の振興に関すること。 ・社会教育機関との連絡調整に関すること。 ・富田碎花賞、富田碎花旧居の管理・運営に関すること。 ・三条分室、三条デイサービスセンターの施設管理に関すること。 	生涯学習課 管理係

【教育委員会】

引続き教育委員会が所掌する主な事務	現行の所管課
<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育の企画、推進、調整に関すること。 ・社会教育委員に関すること。 ・社会教育関係団体に関すること。 ・コミュニティ・スクールに関すること ・コミュニティ・スクールの施設管理に関すること。 ・社会教育における人権啓発に係る調査研究、調整に関すること。 ・人権教育関係の団体に関すること。 ・ユネスコに関すること。 	生涯学習課 管理係